

平成20年12月15日

各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
会社名 ファースト住建株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 中島 雄司
(コード番号: 8917)
問い合わせ先 取締役管理部長 伊木 雅則
電話番号 06-4868-5388

(訂正)「平成20年10月期決算短信(非連結)」の一部訂正に関するお知らせ

平成20年12月12日に発表いたしました「平成20年10月期決算短信」の一部につきまして、下記のとおり訂正いたします。

記

訂正内容

訂正内容には下線を付しております。

<訂正前>

29頁 4. 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年11月1日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日)
1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳	1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳
<中略>	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に生じた差異原因の項目別内訳 当期における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に生じた差異原因の項目別内訳 <u>当期における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</u>

<訂正後>

前事業年度 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年10月31日)	当事業年度 (自 平成19年11月 1 日 至 平成20年10月31日)																
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳																
<中略>																	
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に生じた差異原因の項目別内訳</p> <p>当期における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に生じた差異原因の項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>法定実効税率</u></td> <td style="text-align: right;"><u>40.7</u></td> </tr> <tr> <td><u>(調整)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>交際費等永久に損金に算入されない項目</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3.3</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>住民税均等割</u></td> <td style="text-align: right;"><u>8.0</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>評価性引当金の増減</u></td> <td style="text-align: right;"><u>11.1</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>その他</u></td> <td style="text-align: right;"><u>△ 0.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u></td> <td style="text-align: right;"><u>62.6</u></td> </tr> </tbody> </table>		(%)	<u>法定実効税率</u>	<u>40.7</u>	<u>(調整)</u>		<u>交際費等永久に損金に算入されない項目</u>	<u>3.3</u>	<u>住民税均等割</u>	<u>8.0</u>	<u>評価性引当金の増減</u>	<u>11.1</u>	<u>その他</u>	<u>△ 0.5</u>	<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>62.6</u>
	(%)																
<u>法定実効税率</u>	<u>40.7</u>																
<u>(調整)</u>																	
<u>交際費等永久に損金に算入されない項目</u>	<u>3.3</u>																
<u>住民税均等割</u>	<u>8.0</u>																
<u>評価性引当金の増減</u>	<u>11.1</u>																
<u>その他</u>	<u>△ 0.5</u>																
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>62.6</u>																

以 上